

長野県における第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について

長野労働局

第 1 目的

粉じん障害防止総合対策は、昭和 56 年以降、9 次にわたり実施してきたところである。この間の長野県におけるじん肺新規有所見労働者数は、減少しているものの、依然としてじん肺新規有所見労働者が発生している（第 9 次期間中は 15 人）。

また、依然として粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令 18 号）（以下「粉じん則」という）及びじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）に関する法違反が認められる状況にある。

さらに、長野県においては、リニア中央新幹線をはじめ多くのずい道等建設工事が行われているところであり、令和 3 年 4 月から施行されたずい道等建設作業に係る改正粉じん則の確実な履行が求められる。

このような状況を踏まえ、「長野県における粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）を示し、その周知及び措置の徹底を図ることにより、粉じん障害防止対策の一層の推進を図ることとする。

第 2 長野県における総合対策の推進期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 か年とする。

第 3 長野県における総合対策の重点事項

粉じんによる健康障害を防止するためには、粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底する必要がある。しかし、粉じん作業を有する中小事業場においては、有害作業の廃止や設備の改善等による工学的対策を検討することなく、呼吸用保護具の使用のみをもって、粉じん障害防止対策とするものがみられる。このため、危険性または有害性等の調査とその結果に基づく措置（リスクアセスメント）の実施と優先順位を踏まえたリスク低減対策をとる必要がある。

法令等により呼吸用保護具の着用が義務付けられている場合及びリスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に呼吸用保護具を使用させるときは、所期の性能が発揮されるよう、呼吸用保護具が適切に選択および使用される必要がある。

なお、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合は、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化され、令和 6 年 4 月から施行されるところであり、その周知及び徹底に取り組む必要がある。

リニア中央新幹線をはじめとする県内のずい道等建設工事においては、令和 3 年 4 月から施行された改正粉じん則及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。）に基づく措置が確実に履行される必要がある。

粉じん作業ではアーク溶接作業や金属等の研磨作業に従事する者が最も多い。また

監督指導の結果では、依然として、有効な呼吸用保護具の未使用、じん肺健康診断の未実施といった法違反が多く認められる。さらに、金属アーク溶接作業で発生するヒュームについては、令和5年4月1日以降、特定化学物質として所定の措置を講ずる必要がある。このため、屋内作業では、必要な工学的対策を図ったうえで、呼吸用保護具の適切な選択と使用が必要であり、屋外においては、作業に応じた呼吸用保護具の適切な選択と使用が必要である。

粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組むことが必要である。加えて、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

そのほか、第9次総合対策において重点事項とした屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策については、じん肺新規有所見労働者の人数が少ないものの、同作業に従事する労働者数が一定数認められることから、署の実情に応じて推進を図ることとする。

以上のとおり、引き続き、粉じん障害防止対策の徹底を図る必要があることから、上記を踏まえ、次の事項を重点事項とする。

- (1) リスクアセスメントの実施と結果に基づく優先順位を踏まえたリスク低減措置の実施
- (2) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- (3) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (4) アーク溶接作業における粉じん障害防止等対策の徹底
- (5) 金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策の徹底
- (6) じん肺健康診断の着実な実施
- (7) 離職後の健康管理の推進
- (8) その他署で定める基準

第4 長野労働局の実施事項

(1) 集団指導、監督指導、個別指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、じん肺法及び粉じん則に定める措置の徹底を図るとともに、「講ずべき措置」に示す各事項について、効果的に周知及び取組の推進を図ることとする。

なお、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

(2) 計画の届出の徹底及び適正な審査

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査を行う。

また、ずい道等の建設等の仕事に係る計画の届出がなされた際には、ずい道粉じん対策ガイドラインに沿った計画となっているか確認する。

(3) 関係団体等に対する指導等の実施

ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する要請等

労働災害防止団体の長野県支部及び各分会、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容、「講ずべき措置」の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を要請する。

周知に当たっては、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う、粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して、粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

(ア) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

(イ) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

(4) 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、長野産業保健総合支援センター又はその地域窓口である地域産業保健センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業（事業場訪問を含む。）等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

(5) ずい道等建設工事の発注者に対する要請等の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期するためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講じることが重要である。このため、国の出先機関及び地方公共団体等との建設工事関係者連絡会議その他ずい道等建設工事の発注者との協議会等を通じて、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づく対策を実施するための経費の確保について要請を行う。また、建設業労働災害防止協会が策定した「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」(令和3年4月)についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

(6) その他

所属する事業場が転々と変わるずい道等建設工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理により、ずい道等建設工事に従事した労働者の健康管理の充実を図るため、厚生労働省の補助事業として建設業労働災害防止協会が運用する「ずい道等建設労働者健康管理システム」への健康情報登録について、周知・勧奨する。